

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12690

研究課題名(和文) 上場会社社員の報酬規制の在り方:適切なインセンティブ付与のための比較制度研究

研究課題名(英文) Regulation of Remuneration for Directors and Officers of Listed Companies

研究代表者

原 弘明 (HARA, Hiroaki)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：70546720

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):当初の研究課題については、公刊物未掲載・判例データベース掲載の役員報酬に関する裁判例の詳細な検討を行った。結果として、裁判例は従来の判例と同様に株主総会決議を欠く報酬請求について全般に厳格な態度をとっているものの、一部裁判例においては、会社・取締役、株主総会に対する報酬議案の付議義務を課し、その義務違反を認めたものもみられた。それ以外についても、株主総会決議の瑕疵など株式会社のコーポレート・ガバナンス全体に関する諸問題を広く検討し、判例を中心に分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

役員報酬に関する裁判例法理には相当程度の集積がみられるものの、(法律分野全体にいえることだが)そのうち実際に紙媒体の雑誌に掲載される事例には限りがあり、それらを対象とした検討にも内容的な偏りが生じる可能性がある。研究代表者の手法のようにデータベースに検討対象を拡大することにも同様の問題はあがるが、セレクト・バイアスの軽減につながることは事実である。未公開・データベース未収録裁判例へのアクセスには限界があるため、網羅的な裁判例分析の手法としてデータベースを活用することは、どの法律分野においても今後必須といえる。

研究成果の概要(英文):For the initial research project, I conducted a detailed examination of court cases on directors' remuneration that had not yet been published in the public domain or included in the case law database. As a result, we found that the court decisions, as in the past, have generally taken a strict attitude toward compensation claims that lack a resolution of the shareholders' meeting, but there were some cases in which the court imposed an obligation on the company and directors to submit a proposal for compensation to the shareholders' meeting and found a breach of that obligation. In addition, the report also examines a wide range of issues related to the overall corporate governance of stock companies, such as defects in resolutions of shareholders' meetings, and analyzes them with a focus on judicial precedents.

研究分野：商法・会社法・保険法

キーワード：役員報酬 裁判例分析 データベース 付議義務 株主総会

1. 研究開始当初の背景

会社法 361 条 1 項を中心とする役員報酬に関する法規制は、長い間お手盛りの弊害防止の観点から説明されてきた。しかしながら、近年はストック・オプションやリストラクティッド・ストック、パフォーマンス・シェアなど、現物報酬の制度整備・活用が進みつつある。これらは企業価値・株価上昇のインセンティブ報酬を企図するもののほか、株主目線での会社経営を要求するものでもあった。

他方、日本における大多数の株式会社の報酬制度は未だに現金中心主義でもあるし、従業員からの内部昇進制度が根強いことから、海外と異なって従業員に比して役員が著しく高額な報酬を得ているという実態も多いとはいえない状況にあった。このように、役員報酬と一口にいっても、その分析対象をどのような株式会社に設定するかによって、論点の所在や検討手法が大きく異なる状況にあったといえる。

2. 研究の目的

以上のような会社法における役員報酬の法規制の胎動期に当たり、研究代表者としては、当初上記のような現物報酬が活用されると見込まれる上場会社の役員報酬のあり方にスポットライトをあて、その検討を行うことを企図するに至った。

3. 研究の方法

(1) 上記のような研究目的達成のためには、制度の運用に当たって想定される論点の検討や、参考とされた海外、特にアメリカにおける役員報酬の理論と動態の検討が必要と目された。また、日本において少しずつ現物報酬の実例が積み重なる中で、どのような運用上の問題が発生しているか、その解決策がどのように与えられるべきかが問題となる。

(2) 他方で、日本における裁判例法理の大部分は、「1」で示した上場会社以外の会社における現金報酬をめぐる争いから形成されており、実務上の問題解決のニーズも、上場会社の現物報酬に比して遙かに高いという現状を、研究代表者としては直視せざるを得なかった。この間上場会社の役員報酬の法規制に関する比較法研究には他の研究者による相当の積重ねがあり、屋上屋を架すことに関するためらいもあった。

(3) そこで、本研究課題においては、(必ずしも当初想定していた対象とは異なるものであるが)あるべき役員報酬規制が実際に大量の問題を生起している、現金報酬をめぐる争いにスポットライトをあてることとした。この場合、検討対象は、既存の法律分野の研究においては雑誌体の公刊物に限られることが少なくなかったものの、雑誌体に掲載される事件は社会的インパクトもさることながら、判旨の特殊性や事案の特殊性にクローズアップしたものも多く、少なからずセレクション・バイアスが働いてしまうという難点がある。そのため、本研究課題においては、当該バイアスを少しでも軽減するため、雑誌体には未収録であるが、会社法の裁判例を広く網羅的に収集している WestlawJapan に収録された、役員報酬に関する裁判例を網羅的に検討することとした。雑誌体に検討対象を限定することとの差は相対的であるともいえるが、よりセレクション・バイアスを軽減させることにはつながる手法である。

(4) また、関連して株主総会を中心としたコーポレート・ガバナンスに関する重要判例・裁判例の検討も並行して行った。役員報酬規制もコーポレート・ガバナンスの一つの要に位置付けられるものであるから、全体のバランスを考慮した結果としてかかる研究も行った。

4. 研究成果

(1) 予想されていた結果の裏打ちであるが、現金報酬中心の株式会社における役員報酬をめぐる争いは、内紛などの理由による不支給の状況を打開しようとするものや、反対に支給済の報酬相当額を返還請求するものが多い。また、上述したお手盛りの弊害防止の観点から、株主総会における報酬支給決議がない場合に、それに代替すべき事情の存在を認めて報酬請求を認めた事案は相対的に少数であった。過去の公刊物登載判例や、雑誌等に掲載された最高裁判例においては、厳密に言えば株主総会決議を経ない退職慰労金の支給後の返還請求を信義則違反・権利濫用によって否定したものもあった。しかし、そのような事案依存的な判例のみをみることで、裁

判例の全体像をつかむことはできない。むしろ、今回の研究成果としては、裁判所は概して株主総会決議のない報酬請求には慎重であるという原則を貫く姿勢が明らかになった点を挙げることができる。

(2) 一方で、これまであまりクローズアップされなかった手法により、報酬相当額の金銭支払請求を認容した裁判例も散見された。取締役報酬議案・退職慰労金支給議案は、取締役会の原案決定後、株主総会に会社提案として提出されることが一般的であるが、取締役間の内部対立などから、本来提出されるべき会社提案が一部取締役の判断により提出されない事態が生じることがある。本来、役員報酬は役員と株式会社とが委任関係で規律される結果(会社法 330 条)、委任契約の債務である職務執行の対価として会社から支給されるべきものである。上述した株主総会決議を経ない報酬支給が認められないとのロジックは、委任契約締結の時点では認められる抽象的報酬請求権自体は存在するものの、それを具体化することができていないとの理論構成によるものである。いわば会社提案のなされない当該取締役はただ働きをさせられている状態にあり、株主総会決議を形式的に欠いているだけで直ちに不支給との取扱いをすること自体が適切とはいえない事案も散見される。かかる場合に一部裁判例は、取締役が取締役報酬議案を株主総会に対し会社提案として付議すべき義務があったにもかかわらず、それを意図的にしなかったという、いわば付議義務違反を認定した上で、取締役報酬相当額について第三者に対する責任(会社法 429 条 1 項)などの請求を認容したものがあつたのである。かかる法的構成は実務上の工夫によって編み出されたものであると推測されるが、会社法学上は必ずしも正面から議論されてこなかった構成であるように見受けられる。全体としての数は少ないものの、紙媒体にとどまらないデータベース掲載裁判例の渉獵を通じてはじめて明らかになった事実であり、本研究課題の成果のひとつといえる。

(3) 以上のように、当初の研究目的・課題設定よりもアクチュアルな問題である、会社法下における役員報酬の裁判例分析が本研究課題の主たる成果であるが、役員報酬の法規制はコーポレート・ガバナンスの法規制の一つの要であり、他のコーポレート・ガバナンスの法規制にかかる諸問題も疎かにすることは許されない。そこで、本研究課題の遂行に当たっては、より間口を広げて、株主総会を中心とした近時の重要判例・裁判例の検討もあわせて行った。その中では、いわゆる株主総会における瑕疵の連鎖の議論にも影響を与える最判令和 2 年 9 月 3 日の一連の検討や、この間に関西スーパー事件などでも問題となった議決権のカウントが論点となったアドバネクス事件の控訴審判決の検討も含まれる。コーポレート・ガバナンスの法規制に関する基礎研究に間口を広げて検討を行った結果、より広く論点検討を行ったことも、本研究課題の成果のひとつである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 原弘明	4. 巻 70(4)
2. 論文標題 取締役報酬に関する会社法下の裁判例の概観: データベース収録裁判例と素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 290-305
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 (1610)
2. 論文標題 事業協同組合の理事選挙の取消しと訴えの利益	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 68(3)
2. 論文標題 非公開会社である取締役会設置会社において、代表取締役を株主総会においても選ぶことができる旨の定款の定めが有効とされた例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 658, 670
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 (1560)
2. 論文標題 取締役解任の正当な理由と損害賠償請求権の範囲	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 71(3)
2. 論文標題 瑕疵連鎖説に関するいくつかの論点：最判令和2年9月3日以後の判例の方向性についての予備的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 787-800
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00025650	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 71(4)
2. 論文標題 株主の臨時株主総会招集とQuoカードの贈与表明	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1093-1107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00025962	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原弘明	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 アドバネクス事件控訴審判決	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 100-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00024087	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Hiroaki HARA	4. 巻 -
2. 論文標題 Current Status of Discussions on Virtual-Only Shareholder Meetings under Japanese Companies Act	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Herausforderungen der COVID-19-Pandemie und ihre rechtliche Bewaeltigung in Korea, Japan und Deutschland : Vortraege des 9. Trilateralen deutsch-japanisch-koreanischen Seminars	6. 最初と最後の頁 76-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究代表者の経歴・研究内容等の紹介ページ
<http://harahiroaki.web.fc2.com/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------